

助成事業の申請のお知らせ

すこやかセンター内保健環境課では、次の助成事業を行っています。早めの申請をお願いします。

●申請期限 3月31日(水)

●一般不妊治療費助成

村内に住所を有する夫婦で不妊症と診断され一般不妊治療（ホルモン療法や人工授精など）を受けた治療費の一部を助成します。

令和2年3月～令和3年2月までの治療費

●任意予防接種費用助成

令和2年4月1日～令和3年3月末までに受けた予防接種費用
・おたふくかぜ・1歳から就学前相当年齢までに1回全額助成

・ロタウイルス

ロタリックス（1価）…生後6週～24週までに2回全額助成

ロタテック（5価）…生後6週～32週までに3回全額助成

・インフルエンザ…65歳未満の方に1回2,000円の助成（13歳

未満は2回）

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

子ども医療費受給者証についてのお願い

子ども医療制度では、お子さんの18歳到達後の最初の3月末で医療費受給の資格が喪失します。

「子ども医療費受給者証」の有効期間が、令和3年3月31日までのお子さんは、3月末で資格が喪失することに伴い、受給者証を使用することができなくなります。

なお、有効期間の過ぎました「子ども医療費受給者証」は、返却の必要はありませんので、ご自宅で破棄してください。

●問合せ先

民生部住民課

犬・猫の避妊と去勢手術費用助成のお知らせ

村内で犬猫を飼養し、避妊・去勢手術を受けさせた方の費用を一部助成します。

●申請期限 3月31日(水)

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

ご存知ですか「飛島村結婚祝金」

本村では、新たに夫婦となった二人の門出を祝うとともに、本村の少子化対策、定住促進を図るため、結婚祝金を支給しています。まだ支給を受けていない方は、ぜひ申請してください。

♡ 支給対象者

- ・平成26年4月1日以降に婚姻届を出された方
- ・婚姻届が受理された日現在、夫婦あるいはどちらか一方が40歳以下の方
- ・婚姻届を提出してから1年以内に夫婦で同一世帯として本村に住民登録を行った方
- ・住民登録を行った日から継続して6カ月以上経過した方

♡ 支給申請

結婚祝金支給申請書を記入のうえ、戸籍謄本等を添えて申請してください。

♡ 交付金額

夫婦1組につき 5万円

♡ 問合せ先

民生部住民課





つくってみよう マイナンバーカード

マイナンバーカードがあれば・・・



- ①公的な身分証明書として使えます
- ②健康保険証として利用できるようになります
(令和3年3月予定)



通知カードは令和2年5月25日で廃止されています

- ・紛失してしまった場合には通知カードの再発行はできません
- ・住所や氏名に変更があった場合にはマイナンバーを確認する書類として通知カードを使用することはできません

通知カードがお手元にない方
戸籍届出や住民異動等で氏名・住所等の変更のある方は
マイナンバーカードの取得をお勧めします

マイナンバーカードの申請をお急ぎください

マイナンバーカードの申請をお手伝いさせていただきます

マイナンバーカードの申請方法がわからないという方に朗報です

マイナンバーカード申請のお手伝いとして

マイナンバーカード券面写真の撮影サービスを始めます

ご希望の方は通知カードや申請書を持参して

お電話で事前予約のうえ民生部住民課窓口までお越しください

※申請から約1カ月後にカードが出来上がったことをお知らせする通知書
(ハガキ)を送ります

通知書が届いたらご予約のうえ、ご本人の来庁により受け取りをお願いします



●問合せ先

マイナンバーカードに関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

マイナンバーカードの受け取りや予約に関すること 民生部住民課

高齢者・障がい者の方にタクシー料金の一部を助成します

高齢者等福祉タクシー

●対象者

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
- ・介護保険で要介護または要支援認定を受けた方
令和3年度から40～65歳未満の認定者も対象となります。
 - ・ひとり暮らしの高齢者
 - ・高齢者のみの世帯
- ※ただし、施設入所者は除く

心身障害者(児)福祉タクシー

●対象者

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
- ・身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障害を有する方
 - ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ※ただし、施設入所者は除く

共通事項

●助成内容

- ・利用券(年間36枚)は、1回の乗車につき1枚利用できます。
- ・1枚の上限は1,500円です。また、迎車回送料金として200円上乗せできます。ただし、リフト付きタクシーは、初乗運賃相当額と迎車回送料金(200円)を助成します。

●申請手続き

- ・すこやかセンター内福祉課窓口にて申請書を記入のうえ、提出してください。即日交付します。
- その際、介護保険被保険者証または各種手帳を提示してください。

●申請期間

4月1日(木)から随時受付します。

令和2年度に利用券の交付を受けた方
未使用の利用券をお持ちの場合は、
お早めにご使用ください。有効期限
が過ぎた利用券は、すこやかセン
ター内福祉課まで返還してください。
《令和2年度利用券の有効期限》
3月31日(水)

●申請場所および問合せ先 すこやかセンター内福祉課

令和3年度運動広場使用登録申請のご案内

次の施設を使用される場合は、**年度ごとに**登録申請が必要です。

●運動広場(施設)

- ・東グラウンド(軟式野球) ※成人のみ利用可
- ・三福サッカー場
- ・古台ソフトボール場
- ・村民庭球場(クレー、ハード各2面)
- ・大宝サッカー場(小学生用)

●利用時間 午前9時～午後9時

(ただし、三福サッカー場、古台ソフトボール場は日没まで)

●対象 名簿に記載されるすべての方が在住または在勤の方

(注)登録申請時に、**責任者の印鑑と免許証等または勤務先を証明できるもの**(在勤証明書等)をお持ちください。

●申請受付開始 3月2日(火) (新規団体も随時受付)

●申請方法 村公式ホームページまたは公民館窓口にある 申請書類に必要事項を記入のうえ同窓口に出してください。

(注) 受付後、登録証発行まで**約2週間**かかります。

●問合せ先 中央公民館内生涯教育課

